

令和7年 壱岐市議会定例会 2 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和7年3月14日 午後1時30分開議

日程第1	議案第10号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第11号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第12号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第13号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第14号	収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第15号	壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第16号	壱岐市立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第17号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第18号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第19号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第20号	壱岐市こども計画の策定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第23号	令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第24号	令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第25号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第29号	令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第16	議案第30号	令和7年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決

日程第17	議案第31号	令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第18	議案第32号	令和7年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	発議第1号	壱岐市議会議員定数条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・質疑あり・討論あり・否決
日程第20	要望第1号	壱岐市立図書館の建設について要望書	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第21	議案第21号	初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（2工区）請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第26号	令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第27号	令和6年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第33号	令和7年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第34号	令和7年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第35号	令和7年度壱岐市下水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第22号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第28号	令和7年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第29	同意第1号	壱岐市監査委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第30	同意第2号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第31	同意第3号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第32	同意第4号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第33	同意第5号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第34	発議第2号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決
日程第35	発議第3号	壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決

日程第36 発議第4号 沓崎市議会基本条例の一部改正について

提出議員 議案説明・質疑なし・
委員会付託省略・討論なし・
可決

日程第37 議員派遣の件

原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 松本 順子君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 山内 豊君	6 番 中原 正博君
7 番 山川 忠久君	8 番 植村 圭司君
9 番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	平田 英貴君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	吉田 博之君
保健環境部部長	草合 正吉君	農林水産部部長	松嶋 要次君
建設部部長	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君

教育次長 目良 顕隆君 総務課課長 横山 将司君
財政課課長 原 裕治君 会計管理者 篠崎 昭子君

午後 1 時 30 分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 16 名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、篠原市長より追加議案 5 件を受理いたしております。

日程第 1. 議案第 10 号～日程第 20. 要望第 1 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1、議案第 10 号から、日程第 20、要望第 1 号までの 20 件を一括議題とします。

本件につきましては、総務文教厚生常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。植村圭司総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 令和 7 年 3 月 14 日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第 10 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 11 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 12 号壱岐市行政組織条例の一部改正について、原案可決。

議案第 13 号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 14 号収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の一部改正について、原案可決。

議案第 15 号壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 16 号壱岐市立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 17 号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 18 号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第 19 号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第 20 号 壱岐市こども計画の策定について、原案可決。

議案第 23 号 令和 6 年度 壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 24 号 令和 6 年度 壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 25 号 令和 6 年度 壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 29 号 令和 7 年度 壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 30 号 令和 7 年度 壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第 31 号 令和 7 年度 壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 32 号 令和 7 年度 壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

発議第 1 号 壱岐市議会議員定数条例の一部改正については、より慎重に審査を行うため、会議規則第 103 条の規定により、総務文教厚生常任委員会と産業建設常任委員会による連合審査会を開催し、広く意見を聞き、協議いたしました。

令和 4 年 12 月時点で、当時の議会改革特別委員会が現状維持と結論を出していたことも踏まえ、協議した結果、「時期尚早」「市民の声が市政に反映されない」「財政的に議員定数を下げるほど逼迫した状態ではない」「次期選挙までに間がない」「これから第 4 次総合計画の実現に向け重要な時期を迎える」「削減は問題」「大きな案件を少数議員で決めることになるのは問題」「新人や若者が議会に入りにくくなる」「十分納得いく議論がされることが重要で、慎重に判断すべき」などという意見が出ました。

一方、「人口減少に対応すべき」「ふさわしい人が議員になれば 14 人で十分」「財政が厳しくなってからでは遅い」「市民から議員定数削減を求める意見が多い」「4 年に一度訪れた定数削減の機会を先延ばしすべきではない」などの意見もありました。

採決した結果、原案のとおり 16 人を 14 人に改めるで可決されました。

委員会意見。

議案第 12 号 効率的な業務執行体制と適材適所の人員配置に努め、市民ニーズに対応した行政サービスの提供を行うこと。

続けて、要望に参ります。

令和 7 年 3 月 14 日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員会、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、要望第1号。付託年月日、令和7年2月28日。件名、壱岐市立図書館の建設について要望書。審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見。

市民が利用しやすい図書館の建設は必要と考えるが、提案の建設場所については既に多くの市民が利用しており、複数の関係者の理解が必要になると思われる。

また、指摘のとおり、より多くの市民が利用しやすい場所に整備することが重要であり、今後幅広く意見を集め、よりよい場所を慎重に検討していく必要がある。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから総務文教厚生常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。（「議長、質疑です」と呼ぶ者あり）質疑ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）音嶋議員。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 委員長報告に関し、ちょっと私、皆さん御存じのこと、耳が悪うございます。ちょっと聞きづらかったんです。発議第1号は、委員会では可決と言われましたか、再度確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 植村委員長。

○総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） お答えします。

委員会採決は可決です。採決した結果、16人を14人に改めるということで可決をしました。間違いなくようお願いいたします。可決です。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 了解しました。

○議長（小金丸益明君） よろしいですか。

○議員（11番 音嶋 正吾君） はい。

○議長（小金丸益明君） はい。ほかに質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） はい。質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第10号から20号及び23号から25号までの14件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号から第20号及び23号から25号までの14件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第10号から20号及び23号から25号までの14件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第29号令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者の世帯の多くが農業、漁業に従事しています。農業、漁業による収入は減り、その一方で、物価高による生活の苦境が広がっております。

昨年大幅な国保税の引上げがありました。今年は、さらに賦課限度額が引上げとなっております。国民健康保険税の賦課限度額は、平成20年度は68万円でありましたが、令和7年度は109万円と、年々上がり続けて、今日に至っております。市民は、高い国保税によって生活が圧迫されています。市民の負担を考えると、限界を超えていると考えます。

そして、病気になれば、病院での窓口負担が多くなり、市民に安心して病院にかかれない事態が広がっていると言えます。壱岐市は、現在の高い国保税に苦しむ市民に対して国保税を引き下げ、負担を軽減する手だてをしておりません。

また、来年度以降も国保税の引下げへの考えも方策も持っていないと言えます。これでは市民生活はますます苦しいものになります。国、県の政策をそのまま市民負担に押しつけることに歯止めをかけ、市独自の支援策を求めたいと思います。

市民の命と暮らしをしっかりと守る立場に立って国保税の引き下げ、市民が安心して病院にかかれる施策を進めることを求めて、反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第30号令和7年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者保険料は、昨年均等割が大きく上がりましたし、所得割も大幅に値上げされる事態になりました。そして、年収200万円以上で2割負担になっている高齢者の配慮措置が今年8月に終わり、一層高齢者の窓口負担がさらに増える事態があるわけであります。後期高齢者は、物価高騰の中で、昨年より一層苦しい生活になっていると声を上げています。

市は、県の方針のまま高い保険料徴収を行っています。過重な負担増で苦しむ後期高齢者の実態に寄り添うことなく、来年度以降の保険料の負担軽減に取り組む考えも持っていません。医療費負担を保険料引上げで賄う今のやり方では、後期高齢者の負担だけが増え、医療への受診機会を奪い、命の危機を広げることにつながります。

長崎県後期高齢者医療広域連合は、国に対して、今後の保険料の引上げに対する措置として、保険料率改定のたびに均等割も上昇傾向にあることから、被保険者の負担が過重にならないよう、軽減制度の拡充を検討することと国に対して要望を出しております。

市も、国、県への要望を出すとともに、独自の後期高齢者への軽減策を検討し、取り組むことを求めて、反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第31号令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護保険制度が始まって23年となります。高齢化が進み、介護を必要とする人が増えていきます。介護保険料は、最初は月2,900円余でありましたが、その後、どんどん値上がりされ、昨年、さらに月6,400円余に大きく値上がりしております。年金から天引きされ、年金生活

者からは、ますます生活が苦しくなったとの声が広がっています。国保税同様に、大きな負担となっています。今の物価高騰の中で、高齢者は必要な介護もためらう状況にあります。

昨年の介護保険料の引上げは、比較的収入のある高齢者に負担を押しつけるものでした。高齢者の生活に余裕を欠く状況が広がっています。こんな高齢者の状況に対して、市はこれ以上の保険料引上げを抑える方策を持ち得ていません。このままでは、保険あって介護なしの事態を一層広げることになります。

高齢者の介護支援も不十分です。温かさに欠く支援があることです。その一つは、高齢者が利用する介護予防宅配サービス事業であります。

竜崎市社会福祉協議会が委託されている弁当の宅配に対して、市は、現在の野菜高騰による値上げの中で、原材料費への支援の拡大がされておられません。宅配の弁当の原材料費の高騰に対して食材費の支援を行い、高齢者への豊かな、温かい食事の提供を進めるべきではないでしょうか。

高齢者へのおいしい、豊かな食事を提供し、健康で過ごしてもらうための支援を考えることが高齢者や委託を受けて日々努力している竜崎市社会福祉協議会に対して必要なことではないでしょうか。

温かい支援が求められています。誰一人取り残さないための行政の支援が必要です。高くて負担が大きい保険料の引下げのための方策をもって取り組むこと、そして安心して暮らし続けられる介護の支援を求めて、反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 発議第1号壱岐市議会議員定数条例の一部改正について、反対討論を行います。

私は、市民の声が広く議会が拾い、その実現を常に考えています。そして、民主主義的な制度として、常に様々な制度があることを求めています。民主主義の窓口をさらに広げる、そのことが必要であって、市民の声を閉ざす、民主主義の窓口を狭める、そのような制度には反対と考えております。その立場で、今回の定数削減については反対というわけであります。

市民から、議員定数を減らせとの声を多く、確かに聞きます。発言しない議員は要らない、これは真つ当な意見です。この声に謙虚に反省して、我々は聞かなければならないと思います。

議員を減らして、市民の税金を下げて、社会福祉に回してほしい、この声も真つ当です。今の政治に対する悲痛な市民の声であると思います。この悲痛な声に応じて政治を変えようと議会が機能しなければならない、その責任を私たちは負っていると思います。

今の物価高の中で、生活が苦しい、税金が高い、医療費、介護費が高くてどうにかしてほしいの声が渦巻いています。この声を受け止めるのは議会であります。そのためにも行政の無駄、施策の在り方をしっかりチェックするのが議会でなければなりません。

定数削減によって経費削減になるのは、メリットであるとは思いますが。しかし、その一方で、定数削減によるデメリットも慎重に見ていく必要があると考えるわけです。それは市民の声、願いをくみ上げる、反映させる機能とする議会、執行部に対する監視、チェックする機能、この2つの議会の機能が低下することが懸念されるからであります。

議会では、市民の多様な意見をくみ上げ、様々な視点から議論すべきであります。地域の声の的確につかみ、行政施策に反映させることが必要です。定数が減れば、議員がいない地域が広がります。一人一人の議員ではカバーできない地域も出てくることになります。ますます市民の声が行政に届きづらくなる状況が広がり、市民と議会、市民と行政の距離が広がる可能性が広がるわけであります。そのことは市民の願いがますます実現できないことにつながるわけです。これでは民主主義の後退につながりかねないと不安を持つわけであります。

定数削減で議員数が減ることで、議会審議がますます停滞しかねません。少人数になるだけ質疑、質問も減り、議会としての役割をますます発揮できなくなる可能性があります。そのことは議会が行政のチェック機能をますます低下することになり、結果として行政の無駄にメスを入れることができない議会につながる、市民にとってはマイナスとなる可能性があります。この点でも民主主義の後退につながりかねないと、そういう不安を持っているわけであります。

様々な階層から多様なニーズや意見をできるだけ反映する議会になることが大切だと考えます

が、定数削減によって若者層や女性層の進出が難しくなることも考えられます。このことは議会と市民とのパイプを細くすることになります。市民の声が政治にますます届かなくなることにつながりかねません。このことは市民にとってマイナスと言えます。

以上のデメリットを考えたとき、今回の定数16を14にすることで、市民の議会に対する期待を実現する道を広げるのでしょうか。逆に、その道を阻み、一層市民の願い、市民の求める政治への実現の道が遠のく結果となりかねないという思いがします。

ですから、慎重に定数削減を考えるべきだと考えます。昨日の予算特別委員会を見られたように、多くの議員が発言、質問をいたしました。活発な議論が続いたと思います。長時間にわたる議論が交わされました。その様子を見た市民は、議員を減らせと言うのでしょうか。私は、もう一度議会を再認識してくれる委員会ではなかったかと思います。私たち自身が予算特別委員会をやって、活発な議論を今後も続けていく、さらにもっと活発にしていく、発言しない議員は要らない。定数削減せよの声に対する回答を私たち自身が出していくべきではないでしょうか。

昨日の予算特別委員会のように、熱気のある、活気のある議会をみんなで作っていいようではありませんか。そのことが市民の願いを実現する、市民の期待に応えることにつながる道だと私は考えます。

議会の大切な機能である市民の幅広い意見をくみ上げる機能と、行政に対するチェック機能をできるだけ保持していくことが市民の願いを実現するものです。結果として、市民の利益につながると考えます。

民主主義の間口を広げておくことこそ大切だと思っています。そのためにも、定数削減について慎重な検討をすることが最善ではないかということを述べて、反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） 賛成討論はありませんか。植村圭司議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 発議第1号壱岐市議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

私自身が4年前に議員定数14人を提案し、当時よりもより人口減少が進んでしまっているため、賛成いたします。市民がしっかり選んだ14人ならば大丈夫だと思います。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。土谷議員。

○議員（10番 土谷 勇二君） 発議第1号壱岐市議会議員定数条例の一部改正についてに反対の立場で討論いたします。

令和4年改革委員会で定数について協議を行い、少数の差ではありましたが、現時点での議員定数の変更は必要ないという形で議会に報告をいたしました。

決定理由といたしまして、議員定数を削減して、人口減少や財政悪化に伴う住民サービス低下

に向かい合い議会として対応する、また議員間競争が促進され活動内容の向上が見込まれる等の意見も出されましたが、しかしながら、多様な住民の意見を市政に反映させるという議会の根本的な機能を維持向上させるためには、現定数が必要であると意見に集約をいたしました。

改革委員会で決まって2年たちますが、議員定数削減をどうしてこのタイミングで出されたのか。出すなら住民に周知をする十分な期間を必要として、遅くとも選挙の1年前に周知できる準備を進めるべきであり、期間が選挙直前というのは、あまりにも短期間であると考えます。

反対の理由は、議員に欠員が出まして、16名が15名で支障なく議会運営ができていますが、議会運営はできても、議会の役割とは違うと思います。1人欠員すれば、その人に投票された民意が生かされないからと思います。

また、類似自治体に比較して議員定数が多いと言われますが、人口による比較で定数を削減すれば、限りなく少なくなり、議会の役割を發揮することができないと考えます。

類似団体でも、西海市2万4,897人で18名、対馬市のように2万7,822人で19名です。他市と比べる必要があるかもしれませんが、それだけが議会の在り方だとは思いません。自治体に応じた定数で議会運営を行うのがよいのではないのでしょうか。

また、よく言われる経費削減の観点から議員自ら身を切る覚悟が必要との意見が出ますが、議会の役割を考えていないと思います。議員の定数は、民意の反映に必要な集団、職業、組織、年代、性別などから代表選出もありますが、特にほとんどの議員は地域代表として支持を集めて当選しております。地域の声を議会に反映させることは、市政にとって大変重要なことだと考えます。

住民の少ない地域は議員を出せない状況となり、その上、さらに定数の削減を進めるということは、志のある者、女性や若者の挑戦の機会を奪うことになります。意欲を持つ若者や女性に機会を与え、新しい考えを入れていくのが、今、現役の議員の役目だとも考えられます。

全国的に議員定数削減の声があるのも承知しておりますが、議員を削減すれば議会の質が高まり、住民の期待に応える議会になるのでしょうか。少数精鋭では、議員の質の向上とは違うと考えます。

最後に、議会は市政や予算をチェックするのは当然ですが、議案を可決した以上は執行部と一緒に市政のために力を発揮するのも議員の仕事だと思っております。

第4次壱岐市総合計画も、昨年12月に可決しました。壱岐市の目指す姿、2050年、人口2万人プラス7,000の維持に向かって、現体制16人で進むべきと考えます。

以上のことから、この定数条例の一部改正に反対の意見を述べて、反対討論とさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。音嶋議員。

○議員（１１番 音嶋 正吾君） 私は、本案に賛成の立場で討論をいたします。

なぜかといいますと、壱岐市議会は、２つの委員会に付託をして審議をし、本議会で採決をいたしております。私は、それぞれに付託をされた委員会の委員の皆さんの慎重なる審議、そしてまたその上、今回の場合は、産建との合同審査をいたしたわけであります。その結果を受けて、委員長から削減に賛成するという報告がございました。これより民主主義の重大な決意はないと考えております。

我々はもう既に、今、２万４、０００弱であります。そのうち有権者数が２万２５０人であります。年間４、５００名の約５年間でですね。令和元年から本年まで４、５００人減っております。

こうすれば、市長が申されておりました２万人をキープしようと、一生懸命しているわけです。今、２万４、０００で、有権者が４、０００人、３、８００ぐらいのギャップがあります。ということは、１８歳以上の若い人はそれぐらいしかいないんですよ。いかに若い世代の働く場、そうしたものをつくってやるか。そのためにも、我々議員が身を挺して、粉にして市民に範を示すべきあると考えます。

私は、委員会で付託した内容を、委員会の決議を無視するような議会であつたら、私は、議会の機能はないなという思いがいたしておまして、そのことを通じて、賛成といたします。市民に堂々と壱岐市議会はやっているじゃないか、そしてみんなも一緒に聞いていこうじゃないか、こんな議員になって、壱岐市議会はさらに成長する、私はそのように、こいねがっております。

以上で、賛成討論といたします。老骨にむち打ってここに来ました。言わなおれん。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。赤木議員。

○議員（１５番 赤木 貴尚君） 発議第１号に対して、賛成の立場で討論いたします。

議員定数削減は、メリット、デメリットがあります。メリットとしては、議会運営費の削減、議会の効率化、責任の明確化など、デメリットとしては、多様な地域の意見が反映しにくくなる可能性、専門的知識、経験者が不足する可能性など、議員定数削減には、コスト削減、効率化など、メリットがある反面、地域の多様性や意見を代表する存在が損なわれるリスクもあります。

人口は減っても、多様性や壱岐の島の面積が小さくなるわけではなく、結論を出しにくい問題だと思います。本来なら慎重に議論し、決定すべきことと思われれます。このたび提出された提案理由やタイミングは理解しがたく、議論の時間が不足していると思われれますが、壱岐市の人口減少の問題で、これから市民に様々な削減や縮小など、施策で御理解を頂かなければならない場面が出てきます。

まず、隗より始めよということわざにあるように、何かを始める際には、まず身近なところから手をつけることが重要であるという教えです。壱岐市においても、行政や議会の在り方を見直すための第一歩として、発議第１号に対して賛成討論とさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、発議第1号は否決されました。

次に、要望第1号について討論いたします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

この要望に対する委員長の報告は不採択です。原案について採決いたします。要望第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、要望第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第21．議案第21号～日程第26．議案第35号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第21、議案第21号から、日程第26、議案第35号までの6件を一括議題とします。

本件については、産業建設常任委員会へ審査を付託いたしておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。中原正博産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中原 正博君） 令和7年3月14日、苓岐市議会議長、小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果について、順に報告をいたします。

議案第21号初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（2工区）請負契約の変更について、原案可決。

議案第 26 号令和 6 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 27 号令和 6 年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 33 号令和 7 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第 34 号令和 7 年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

議案第 35 号令和 7 年度壱岐市下水道事業会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（小金丸益明君）　これから産業建設常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君）　質疑がありませんので、これで産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（中原　正博君）　降壇〕

○議長（小金丸益明君）　これから議案第 21 号、26 号、27 号及び 33 号から 35 号までの 6 件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 21 号、26 号、27 号及び 33 号から 35 号までの 6 件を一括採決します。
この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君）　起立多数です。よって、議案第 21 号、26 号、27 号及び 33 号から 35 号までの 6 件は原案のとおり全て可決されました。

日程第 27．議案第 22 号～日程第 28．議案第 28 号

○議長（小金丸益明君）　次に、日程第 27、議案第 22 号及び日程第 28、議案第 28 号を議題とします。

本件につきましては、予算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。樋口伊久磨予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長（樋口　伊久磨君）　登壇〕

○予算特別委員長（樋口伊久磨君）　令和 7 年 3 月 14 日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。
予算特別委員会委員長、樋口伊久磨。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第22号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第28号令和7年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員会委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（樋口 伊久磨君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第22号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第28号令和7年度壱岐市一般会計予算に対する反対討論を行います。

SDGs事業については、小中学生、高校生のSDGs教育の支援の取組は、子どもたちが様々な活動に取り組んでいることは評価できます。しかし、SDGsは、世界から貧困をなくすこと、現代の社会・経済・環境を持続的な社会・経済・環境へ変革する2つの柱を掲げて取り組まれておりますが、その点で、壱岐市の産業、市民の生活改善の支援に取り組むことになっておらず、そして2030年の目標の一つである重要な貧困撲滅の目標に方向が向いていないと言わざるを得ません。2030年まであと5年、事業を見直すべきだと考えます。

次に、外部人材活用促進事業では、高額な外部講師派遣費を見直すべきです。市民の生活向上

につなげる事業へ整理すべきだと考えます。未来大国づくり応援補助金は、壱岐の未来を支える子供、そして壱岐の食を重視したものにするべきだと考えます。イルカパーク管理費は、有効な手立てだと考えづらく、イルカパークの今後の在り方を市民と議論し、方向を見出すべきであると考えます。壱岐の未来がかかっている畜産業と漁業については、昨年とほぼ同じ事業が進められる予算になっています。畜産業・漁業の苦境打開へ、新たな取組が求められています。国・県の支援事業から1歩出て、壱岐の実情に合った独自の支援策が必要だと考えます。壱岐の子どもへの支援についても、学校給食の無償化についての計画が財政的な理由を上げて進めようとされていません。また、壱岐の小中学生の修学旅行費への補助はありません。しかし、島外からの修学旅行、中学生、小学生に対する助成は、長崎県内の小中学生は1泊2日5,000円、2泊3日で6,000円の支援がある。これは壱岐の子どもに冷たいと言わなければならないと思います。壱岐高校の野球部の活躍に押されて、今後、壱岐の子どもたちが文化・スポーツの面で活躍が期待されます。しかし、新たな支援策・応援策が予算に盛り込まれていないのは、寂しい限りではありませんか。また、壱岐の子どもへの奨学金は貸与にとどまり、給付型奨学金制度の創設にまだ踏み出すことができていないのが壱岐の現状であります。このように、壱岐の子ども、高齢者、市民の福祉向上のための事業を、今以上に予算の中心に据えること、このことを求めて反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） 賛成討論はありませんか。植村圭司議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 議案第28号令和7年度壱岐市一般会計予算につきまして、賛成の討論をいたします。

本予算は、第4次総合計画の目標とする2050年、人口2万人に向けた初年度予算で、令和7年度事業を遂行するには欠かせないと考えするため、賛成いたします。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。松本順子議員。

○議員（1番 松本 順子君） 令和7年度一般会計予算に反対討論をいたします。

まず、地球脱炭素加速化事業やパワーガス、太陽光パネル関連に対しては、気候変動への対策として推進されている太陽光パネルや風力発電が本当に正しいのか、皆さんに考えていただきたいと思います。本当にまだ増やす必要があるのでしょうか。

太陽光パネルには有害物質が含まれており、その外装には耐性維持のためPFASが使われております。現在、既にあるソーラーパネルに加え、今後、病院や事業所、個人宅ではありますが、そのパネルが増えていくことで、破損や劣化による健康被害の可能性もありますし、火災となれば、その消火活動には感電のリスクが付きまとい、放水は噴霧状でしかできず、とにかく時間がかかるということ。そして、パネルは炎の明かりででも発電し続けるので、住宅地においては火災を周囲に広げてしまうリスクが高まります。東京のように新築への義務化をしてしまうことは、

本当に恐ろしいことだと思います。

また、災害が起これば、屋根から落ちての2次災害も考えられます。そして、パネルは太陽の光を吸収して発電するため、設置場所の周辺の気温は上がります。何より大問題となっている2030年の大量廃棄の時代を目前に、こんなものを増やし続けることが本当に私たちの環境にとってよいことなのでしょうか。海の環境を取り戻すには、陸上の環境を取り戻さなければならぬのに、全く逆のことをしていると思います。どうか皆さんにそういったことも考えていただきたいと思っております。

次に、SDGsに関わることです。本当の意味での持続可能な社会づくり、地域のつながりを強くしたり、伝統や文化を守るような活動や、人口が増えていくような取組には賛成です。しかし、私たちに一番大切なのは、食です。これがなければ誰も生きていくことができません。何とかして、壱岐の1次産業が持続可能な未来であるように、その従事者や後継者にお金を使う方法はないのかと思います。しかし、これに関しては、国が間違った政策ばかりしているということに、壱岐の皆さんにも気づいていただかなければなりません。一次産業を守るどころか、潰していくような政策ばかりであり、人口も増やす気なんてありません。

最後に、イルカです。12月の会議には間に合わせることができなかったとして、来シーズンの寒さ対策のための費用が772万5,000円。夏の暑さ対策は飛ばしての冬の対策だけです。イルカの命を一番に考えてあげられる人がいないと思います。自由に泳ぎ回れる海にさっさと返してあげてください。それをお願いして、反対討論を終わります。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第28号については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時40分とします。

午後2時34分休憩

午後2時40分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。これから上程いたします同意５議案、発議３議案につきましては、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略し、全員で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第２９．同意第１号

○議長（小金丸益明君） それでは次に、日程第２９、同意第１号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 同意第１号壱岐市監査委員の選任について、御説明申し上げます。

次の者を壱岐市監査委員に選任するものでございます。

住所、壱岐市郷ノ浦町本村触３０４番地。氏名、吉田泰夫。生年月日、昭和２３年１月２８日生まれ。

提案理由は、監査委員の選任について、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市代表監査委員、吉田泰夫氏が、令和７年３月３１日をもって任期満了となるので、引き続き吉田泰夫氏を監査委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙、参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから同意第１号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これから同意第１号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第１号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、同意第１号については同意することに決定いたしました。

日程第30．同意第2号～日程第33．同意第5号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第30、同意第2号から、日程第33、同意第5号までの4件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員、後藤満雄氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、後任として澤田圭司氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

続きまして、同意第3号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員、山口源二氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

続きまして、同意第4号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員、松本俊幸氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

続きまして、同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員、小畑英治氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから同意２号から５号までの４件について一括して質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これから同意第２号から５号までの４件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意２号から５号までの４件について一括して採決します。この採決は起立によって行います。

同意第２号から５号までの４件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、同意２号から５号までの４件については全て同意することに決定いたしました。

日程第３４、発議第２号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第３４、発議第２号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。６番、中原正博議員。

〔提出議員（中原 正博君） 登壇〕

○議員（６番 中原 正博君） 発議第２号、令和７年３月１４日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

提出者、壱岐市議会議員中原正博。賛成者、壱岐市議会議員中田恭一。

壱岐市議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び壱岐市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

提案理由でございますが、壱岐市行政組織条例の一部改正に伴い、産業建設常任委員会が所管する部の名称を改めるものでございます。

次のページを御覧ください。

改正文につきましては、記載のとおりでございます。

附則としまして、この条例は令和７年６月１日から施行するものでございます。

以上で、発議第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（中原 正博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第35．発議第3号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第35、発議第3号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。15番、赤木貴尚議員。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 登壇〕

○議員（15番 赤木 貴尚君） 苓崎市議会個人情報保護に関する条例の一部改正について。

発議第3号、令和7年3月14日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

提出者、苓崎市議会議員赤木貴尚。賛成者、苓崎市議会議員植村圭司。

苓崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページを御覧ください。

改正文につきましては、記載のとおりでございます。

附則としまして、この条例の施行期日は令和7年6月1日からの施行でございますが、第2条の改正規定は令和7年4月1日から施行するもので、経過措置は必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、発議第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり決定されました。

日程第36、発議第4号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第36、発議第4号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。8番、植村圭司議員。

〔提出議員（植村 圭司君） 登壇〕

○議員（8番 植村 圭司君） 発議第4号、令和7年3月14日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

提出者、壱岐市議会議員植村圭司。賛成者、壱岐市議会議員清水修。

壱岐市議会基本条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由でございますが、壱岐市における子ども政策を総合的に推進することに伴い、こども・若者計画、子どもの貧困対策計画、次世代育成支援計画、子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして、新たに壱岐市こども計画が作成されたため、名称を改めるものでございます。

次のページを御覧ください。

改正文につきましては、記載のとおりでございます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で、発議第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第37. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第37、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり関係議員を派遣いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットの配信のとおり決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。2月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで、横山総務課長より発言の申出がっておりますので、これを許します。横山総務課長。

〔総務課課長（横山 将司君） 登壇〕

○総務課課長（横山 将司君） 総務課から4月1日以降の本土通院等航路運賃支援事業の運用について御説明をさせていただきます。タブレットに配信しております資料を御覧ください。

九州郵船の運賃改定に伴い、令和7年4月1日以降は、本土通院等航路運賃支援事業のうち、6割引きの適用となっていた特定医療割引及び5割引きの適用となっていた後期高齢者割引・学生割引は、国境離島島民離島割引を利用したほうが運賃が安くなるため、制度を休止することとしております。

なお、5割引き適用の身体障がい者の方などが運転する自動車航送料割引の制度は、国境離島

島民割引の適用がないため、引き続き利用者負担の軽減を図る必要があると判断し、制度を継続する方針としております。

改定後の大人往復運賃を基に、国境離島島民割引と本土通院等割引の5割引、6割引を比較した表を、ジェットfoil、フェリー2等、唐津便、それぞれ示しております。国境離島島民割引を利用した場合のほうが、それぞれ赤字の金額、安くなることを表記しております。

なお、表の右側の赤字部分には、今回の変更に伴い想定されるメリットを記載させていただいております。乗船窓口において各種書類を提示する必要がなくなり、一般の方と同様、島民カードの提示のみで乗船できますので、乗船手の煩雑さが解消されること、また、病院の証明手数料が不要となることを記載させていただいております。

以上でございますが、この件につきましては、市民の皆様への周知について、早急に行ってまいりたいと考えております。

〔総務課課長（横山 将司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、篠原市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 令和7年壱岐市議会定例会2月会議の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、2月25日から18日間にかけて、本会議並びに委員会を通じまして慎重なる御審議、また、様々な御意見、御助言を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

本2月会議においては、慎重審議を賜り、全議案可決いただいたところであり、令和7年度の一般会計の当初予算規模は252億2,000万円であります。長引く物価高騰など、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、施政方針において申し述べました第4次壱岐市総合計画における政策の着実な展開のため、喫緊の課題であります人口減少対策をはじめとした各種施策について、迅速かつ適正な予算執行を図り、市民皆様の暮らしの向上につなげてまいります。

さて、皆様御承知のとおり、第97回選抜高等学校野球大会が3月18日に開幕となり、壱岐高校野球部は3月20日、東洋大学附属姫路高校との初戦に臨みます。これまで積み重ねてきた練習の成果を遺憾なく発揮され、壱岐高校野球部らしい、元気はつらつとしたプレーを楽しむとともに、壱岐高校の歴史と伝統の上に、さらなる新時代としての聖地、甲子園での勝利を心から期待しております。

結びに、本会議におきまして賜りました御意見等を十分尊重し、市民皆様が幸せを実感できる未来の実現に向けて、市政運営に邁進してまいりますので、議員皆様、また、市民皆様の引き続

きの御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これをもちまして、令和7年壱岐市議会定例会2月会議を終了いたします。

なお、今、市長が申されたように、壱岐高校野球部が選抜大会に出場します。初戦は、大会3日目の20日、第3試合で、兵庫県の東洋大姫路高校と対戦いたします。当日は壱岐の島ホール中ホールにおいてパブリックビューイングも入場料無料で実施される予定となっております。壱岐高校野球部の熱戦を皆さんで応援いたしましょう。

それでは、本日はこれで散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午後3時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 山口 欽秀

署名議員 山内 豊